



保育所等訪問支援について

お子さんが普段生活している保育所・幼稚園等を保育所等訪問支援事業所の職員が訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

- ・ 集団生活の場で安全・安心に過ごせるよう訪問先施設と共に発達の状況や特性に応じたお子さんの成長の姿を確認し、子どもの育ちの充実を図ります。
- ・ 家族が子どもの発達状況や特性を理解し、成長を喜びあえる土台作りを支えていきます。
- ・ 訪問先施設に、お子さんの発達段階や特性を踏まえた関わり方や施設の環境等について助言します。

保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づくサービスで受給者証が必要になります。

【ご利用の流れ】



まずは

- ① すこやか福祉センターで相談してください。
○ お住まいの地域を担当するすこやか福祉センターは、こちらでご確認ください⇒
- ② 療育センターアポロ園又は療育センターゆめなりあで療育相談を受けてください。
(障害者手帳・診断書、意見書、発達検査結果等の書類をお持ちの場合は、療育相談は必要ありません。)
- ③ 療育相談後、保育所等訪問支援が必要となった場合は利用申請をしてください。

申し込み

- ① すこやか障害者相談支援事業所へ面接の予約してください。(申請受付/勘案事項調査)
- ② 障害児相談支援事業所で、保護者の同意のもと障害児の支援利用計画案を作成します。
- ③ 障害福祉課で支給決定します。通所受給者証が交付(郵送)されます。
- ④ 保育所等訪問支援の指定を受けた事業所と利用についての契約してください。

実施

保育園・幼稚園等を訪問。子ども本人の行動観察及び訪問先職員に対する支援(助言や指導方法の提案等)を行います。

報告

担当者より保護者へ支援の内容等の報告を行います。児童発達支援事業等と保育所等訪問支援を同事業所で利用している場合は、児童発達支援事業等担当者からの報告を行うこともあります。

利用料金

サービス利用にかかった費用の1割負担。(負担上限額の設定があります)
満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間は幼児教育・保育無償化の対象となります。0～2歳の第2子以降についても東京都独自事業により無償化されています。

訪問頻度

お子さんの状況に応じて調整します。子ども本人の行動観察及び訪問先職員に対する支援(助言や指導方法の提案等)を行います。



お問い合わせ: 中野区健康福祉部 障害福祉課
電話 03-3228-5613

E mail: hattatsushien@city.tokyo-nakano.lg.jp

